

○私有管寄付受入事務取扱要領

令和4年12月1日施行

(目的)

第1条 この要領は、島田市水道事業の給水区域内において、私有の給水管（以下「私有管」という。）の寄付受入れの事務取扱いについて必要な事項を定め、その適正な運用と円滑な維持管理を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 給水管 市の配水管から分岐し、宅地に引き込むために埋設された水道管をいう。
- (2) 公道 道路法（昭和27年法律第180号）第3条に規定する道路及び準ずる道路又は市長が道路用地寄付事前協議書を受理した道路をいう。

(寄付の条件)

第3条 市長は、次に掲げる条件を満たしているときは、私有管の寄付を受けることができる。

- (1) 無償であること。
- (2) 市に寄付しようとする者が、当該給水管の所有権を有し、及び当該給水管を使用している全ての者から寄付について同意を得ていること。

(寄付の対象)

第4条 寄付の対象となる私有管は、次に掲げる条件を満たしている私有管とする。ただし、市長が特に必要と認めたものについては、この限りではない。

- (1) 新設であること。
- (2) 口径が50ミリメートル以上あること。
- (3) 当該私有管の全長が、公道又は公共用地に布設されていること。（私有地に布設された区間を有する私有管を除く。）
- (4) 当該私有管から給水する戸数が1以上あること。
- (5) 島田市給水装置工事指針に掲げられた要件を満たす施工であること。
- (6) 寄付の受入れ後において、維持管理及び管路の延長工事が容易に行えること。

(事前協議)

第5条 私有管を市に寄付をしようとする者（以下「申込者」という。）は、私有管寄付事前協議書（様式第1号。以下「協議書」という。）に、次の各号に掲げる必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 案内図
- (2) 道路台帳
- (3) 寄付部分に係る材料表、平面図、立面図及び道路標準埋設図・断面図（当該私有管に限定して記載されたもの。）
- (4) 現況写真

(5) 寄付管利用者承諾書（様式第2号）

(6) 道路用地寄付事前協議書、公図写し及び土地登記簿謄本写し

（協議の承認）

第6条 市長は、前条の協議書の提出があったときは、その内容を審査し、寄付協議の承認又は不承認を決定し、私有管寄付協議の受入れの承認（不承認）通知書（様式第3号）により申込者に通知するものとする。

（寄付の申込み）

第7条 申込者は、前条の承認を受けた後、給水装置工事を行い、当該工事完了後、又は協議後、速やかに私有管寄付申込書（様式第4号。以下「寄付申込書」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 案内図

(2) 布設工事施工における工程の工事写真

(3) 寄付部分に係る材料表、平面図、立面図及び道路標準埋設図・断面図（当該私有管に限定して記載されたもの。）

（寄付の承認）

第8条 市長は、前条の寄付申込書の提出があったときは、その内容を審査し、寄付受入れの承認又は不承認を決定し、私有管寄付受入れの承認（不承認）通知書（様式第5号）により申込者に通知するものとする。

2 前項において、寄付受入れを承認した場合の私有管の所有権は、前項の決定通知日に市へ移管したものとみなす。

（その他）

第9条 この要領の定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則（令和4年12月1日）

（施行期日）

1 この要領は、令和4年12月1日から施行する。

（廃止）

2 私有の水道管に係る寄付受入事務取扱要領（以下「旧要領」という。）は、廃止する。